

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

株式会社 **安楽亭**

代表取締役社長 柳 時 機

第38期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜わりありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時45分までに当社に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルプリランテ武蔵野 2階「エメラルドABC」
3. 株主総会の目的である事項
報告事項
 1. 第38期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項

第1号議案	株式併合の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役8名選任の件
第4号議案	監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.anrakutei.co.jp/>）にて修正後の内容を開示致します。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策等を背景に企業業績や雇用情勢の改善がみられましたが、年明け以降の株価急落や中国を始めとした新興国経済の減速及び資源国の景気悪化等が国内景気に悪影響を及ぼすことが懸念される等、先行きについては不透明な状況のまま推移しております。

外食業界におきましては、牛肉等の原材料価格高騰や人手不足のトレンドが続いております。また、消費税増税後の個人消費の回復が鈍く、消費者の節約志向もあり、業種・業態を越えた競争は激化しており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループは、経営理念である「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」に基づき、お客様のご要望に適う魅力あふれる「安全・安心」に配慮した商品の提供に加え、おもてなしの心を込めたサービスの提供に努めてまいりました。

また、成長戦略を実現するために、既存店舗の大規模改装に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高170億81百万円（対前年同期比1.1%減）、営業利益5億24百万円（対前年同期比8.1%減）、経常利益4億99百万円（対前年同期比17.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億4百万円（対前年同期比7.9%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<安楽亭業態>

安楽亭業態の当連結会計年度末の店舗数は196店舗であります。内訳は直営156店舗、暖簾7店舗、F C 33店舗であります。

販売促進並びに商品開発につきましては、「がぶりっ！BBQフェア」、「真夏の太抽選会フェア」、「アイルー村のご馳走フェア」、「直火焼きステーキ丼フェア」、「焼肉で初笑いフェア」、「元気モリモリフェア」、「4年に1度の特別な日！肉の祭典」等、安楽亭の楽しさを伝えるフェアや「韓国チゲ」、のどごしサッパリ！「ひんやり冷麺」、イタリアの定番ドルチェ「ヨーグルトのセミフレッド」、甘酸っぱい果肉たっぷり！「リンゴのスイーツ」等のメニュー作りを行ってまいりました。

一方、経費につきましては、前年に引き続き削減に努めており、店舗での省エネ運動の継続等、全社挙げてコストダウン活動を実施しました。

以上の結果、安楽亭業態の当連結会計年度の売上高は147億48百万円（対前年同期比0.3%減）となり、セグメント利益（営業利益）は10億38百万円（対前年同期比11.3%増）となりました。

<七輪房業態>

七輪房業態の当連結会計年度末の店舗数は24店舗であります。内訳は直営21店舗、暖簾1店舗、F C 2店舗であります。

販売促進並びに商品開発につきましては、「黒毛和牛 稀少部位食べ比べフェア」、「ホルモン食べ比べ祭」、「牛一頭食べつくし祭」、「慶び焼肉フェア」、「赤身肉ステーキフェア」等、七輪房の楽しさを伝えるフェアや「台湾かき氷」、「韓国鍋」等のメニュー作りを行ってまいりました。

以上の結果、七輪房業態の当連結会計年度の売上高は20億10百万円（対前年同期比5.0%減）となり、セグメント利益（営業利益）は1億86百万円（対前年同期比16.1%減）となりました。

<その他業態>

その他業態の当連結会計年度末の店舗数は9店舗であります。内訳は直営3店舗、F C 6店舗であります。

なお、その他の業態には、「からくに屋（焼肉）」、「国産牛カルビ本舗安楽亭（焼肉）」、「和牛カルビ屋（焼肉）」、「春秋亭（和食）」、「上海菜館（中華）」、「龍饗（中華）」、「A G R I C O（イタリアン）」、「カフェビーンズ（喫茶）」を含んでおります。

以上の結果、その他業態の当連結会計年度の売上高は3億23百万円（対前年同期比10.5%減）となり、セグメント利益（営業利益）は18百万円（前年同期はセグメント損失0.8百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は、リースを含めて8億90百万円であり、主として店舗設備等の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

設備資金及び安定的な資金を確保するため、4億66百万円の長期借入金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

(8) 対処すべき課題

外食市場におけるお客様の嗜好の多様化、安全性に関する意識の高度化が進む中、新規参入は依然として止まることがなく、また中食市場の拡大、牛肉価格の上昇等もあり、当社を取り巻く環境は一層厳しいものとなることが予想されます。

このような環境の中で、当社グループはお客様の求める「安全・安心」を提供し続けることを基本理念とし、経営資源を効率的・集中的に活用することによって課題を解決し、経営計画を達成する所存です。具体的には従業員教育の充実による総合サービスの向上、サプライチェーン組織の構造変革、双方向的で自発性・柔軟性のある営業組織の構築に取り組み、収益の向上・企業価値増大に努めます。

また、次期以降一日も早く復配できる体制を整え、株主の皆様のご期待に添うよう努力する所存であります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 (平成25年3月期)	第36期 (平成26年3月期)	第37期 (平成27年3月期)	第38期(当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(千円)	16,183,883	17,481,099	17,272,601	17,081,779
経常利益(千円)	235,604	634,302	424,254	499,022
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	306,562	342,373	375,213	404,914
1株当たり当期純利益(円)	14.33	16.00	17.54	18.93
総資産(千円)	13,927,931	15,262,233	14,080,823	14,257,627
純資産(千円)	5,049,979	5,393,448	5,775,020	6,162,625

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社サリックスマーチャンダイズシステムズ (注)1	100,000千円	100.00%	食品加工販売、物流業
株式会社アン情報サービス (注)2	10,000千円	100.00%	システム開発
株 式 会 社 相 澤 (注)3	16,000千円	—	食品・酒類の販売

(注) 1. (株)サリックスマーチャンダイズシステムズは、平成14年4月に当社の100%出資の子会社となりました。

2. (株)アン情報サービスは、当社が100%出資し、企業グループ全体のIT化推進を目的として、平成12年11月に設立いたしました。

3. (株)相澤は(株)サリックスマーチャンダイズシステムズの100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ① 焼肉、和洋食、喫茶等各種飲食店の経営
- ② 飲食店経営の受託管理に関する業務
- ③ 飲食店に対する原材料の加工、販売に関する業務
- ④ 飲食店のための新規店舗の開発に関する業務
- ⑤ 酒類卸売、販売及びタバコ販売業務
- ⑥ 貨物自動車運送業務
- ⑦ ソフトウェアの研究、開発、販売、コンサルティングに関する業務
- ⑧ 不動産賃貸借管理業務
- ⑨ 前各号に付随する一切の業務

(12) 主要な拠点等

- ① 当社本社：埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号
- ② 事業所及び店舗

	直営	F C	暖簾	合計
(レストラン事業)				
埼玉県	53	29	6	88
東京都	53	2	1	56
千葉県	30	4	—	34
神奈川県	29	2	1	32
茨城県	3	2	—	5
群馬県	2	—	—	2
栃木県	3	—	—	3
静岡県	7	—	—	7
福島県	—	2	—	2
小計	180	41	8	229
(食材加工販売事業、運送事業)				
茨城県	1	—	—	1
(食品・酒類卸販売事業)				
千葉県	1	—	—	1
(その他事業)				
埼玉県	1	—	—	1
合計	183	41	8	232

(13) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
371名	19名増

(注) 使用人数は就業人員であり、短時間労働者（パートタイマー及びアルバイト）1,750名（1人当たり1日8時間労働換算）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	737,480
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	692,480
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	692,480
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	477,800
株 式 会 社 横 浜 銀 行	447,212

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,504,347株(自己株式116,280株を含む)
- (3) 株主数 7,822名(前期末比 75名増)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 山 開 発 株 式 会 社	2,400,160	11.22
柳 時 機	1,710,720	8.00
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,001,500	4.68
株 式 会 社 北 与 野 エ ス テ ー ト	778,000	3.64
柳 先	559,872	2.62
柳 允	559,872	2.62
柳 京	559,872	2.62
柳 朱 理	559,872	2.62
柳 詠 守	559,872	2.62
柳 允 寿	459,872	2.15
柳 俊 勲	459,872	2.15

(注)持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 時 機	
代表取締役専務	柳 先	株式会社アン情報サービス代表取締役社長
常務取締役	安 部 一 夫	当社管理本部長
取締役	本 多 英 明	当社開発本部長
取締役	青 木 茂 雄	当社営業副本部長
取締役	柳 允	当社業務部長
社外取締役	河 合 明 弘	公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員
社外取締役	蒲 島 竜 也	社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所 代表社員
常勤監査役	大 園 保 樹	
監査役	宮 澤 仁 成	税理士、宮澤仁成税理士事務所 所長
監査役	馬 場 進	税理士、馬場税理士事務所 所長

- (注)1. 当該事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
平成27年6月26日開催の第37期定時株主総会において、柳允、河合明弘、蒲島竜也の各氏が新たに選任され取締役に就任いたしました。
- 取締役河合明弘、蒲島竜也の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は河合明弘、蒲島竜也の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 監査役宮澤仁成、馬場進の各氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 監査役宮澤仁成、馬場進の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は宮澤仁成、馬場進の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度の実績及び監査役の報酬等の額

① 取締役 8名 86,344千円（うち社外取締役 2名 4,500千円）

② 監査役 3名 10,681千円（うち社外監査役 2名 4,260千円）

上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額21,489千円（取締役 20,775千円、監査役 713千円）を含んでおります。

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 責任限定契約

平成18年6月29日開催の第28期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役、社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(責任限定契約)

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河合明弘	選任後の当期開催の取締役会10回すべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	蒲島竜也	選任後の当期開催の取締役会10回すべてに出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	宮澤仁成	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	馬場進	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	25,830千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,830千円

(注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社内研修の講師業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

解任決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合で、かつ緊急を要する場合は、同条の規定に従い、監査役全員の同意によって会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

不再任決定の方針

会社法第340条第1項に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、監督品質、品質管理体制、独立性、監査報酬等を総合的に勘案し、監査を遂行するに

不十分であると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人
を再任しないことに関する議案の内容を決定致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第
423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基
づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次のと
おりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する事項

重要情報の保存及び管理は、規程（文書管理規程）に従って集中管理（本社
総務人事部）を行い、取締役は常時閲覧可能とする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

① リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、リスク管理部門として内
部監査室を中心に「リスクマネジメント委員会」を設置し、規程の整備と運
用を図る。各部門は、その所管業務に関するリスク管理を行い、内部統制の
有効性を検証する。リスクマネジメント委員会は、組織横断的なリスク状況
の監視、全社的な対応を行う。

② 使用人からの通報制度として「コンプライアンス委員会」を設置する。

③ 自社の営業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、対応が必要な場
合は代表取締役から全社に示達するとともに対応責任者となる取締役を定め
る。

④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速や
かに取締役会に報告する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する 事項

下記事項を含む経営管理システムの整備・運用

① 重要事項に関する多面的検討を行うための各種委員会の設置

- ② 取締役会における年度予算の策定・見直し及び月次・四半期業績管理
- ③ 内部監査を随時行う
- ④ コンプライアンス確保のための教育、監査及び指導の実施
- ⑤ 企業倫理に関する使用人からの苦情相談窓口の設置（コンプライアンス委員会）
- ⑥ 会社規則の制定・運用
- ⑦ 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項を遵守する
 - i. 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii. 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii. 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv. 意思決定内容が通常の企業経営者として、明らかに不合理とならないこと
 - v. 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
- ⑧ 財務報告の信頼性の確認

4. 使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題と位置付ける。
- ② 各取締役・使用人の行為に法令、定款、その他社内規程の違反がある場合、またはそのおそれがあると合理的に思料される場合、各取締役・使用人は、職務上義務がない場合でも、代表取締役及び監査役にその旨を通知できる（同人らが当事者である場合には、その他の取締役またはコンプライアンス委員会に通知できる）。
- ③ 上記通知をした者は、通知をしたことによって就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。当社グループの役員・従業員は上記の内部通報を行った事実をもっていかなる不利益処分を受けることはなく、通報者の情報は秘匿される。
- ④ 内部監査部門により法令等遵守体制の有効性のチェックをする。

5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ① 企業集団すべてを網羅する効率性・コンプライアンスの確保

業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門がそれぞれに対し内部監査を実施、また、法令遵守活動の実施、横断的なリスクの管理等を図るため、委員会等を設置。

② 親会社監査役会により財務報告の信頼性の確認を行う

当社の監査役会は、会計監査人と連携して子会社の財務報告の信頼性を確認する。

③ 子会社の業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

④ 子会社におけるリスク管理体制

リスク管理にかかわる規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。

⑤ 子会社の計画及び業績評価管理体制

年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにP D C A手法により業務遂行状況の評価を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査を実効的に行うため、監査役及び補助使用人の総体で、監査役に求められる知識・能力（監査、法律、会計、経営、内部統制システム、自社の事業、組織等）を具備することとする。

監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合は、取締役の指揮命令に服さない補助使用人を必要名配置する。

① 「監査役会事務局」を設置する。

② 「監査役会事務局」の設置・変更・廃止に関する権限は監査役会に属する。

③ 「監査役会事務局」は代表取締役及び業務執行部門から完全に独立した組織とする。

④ 「監査役会事務局」の補助使用人への指揮命令権は監査役会に属する。

⑤ 「監査役会事務局」に属する補助使用人の任免・報酬は、監査役会が決定する。

7. 6. の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 一時的に兼任で監査役補助職務を担う場合には、兼任の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下兼任補助使用人の属する組織の上長等の指揮

命令を受けないこととする。

- ② 兼任する補助使用人の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分に関しては監査役の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制に関する事項

- ① 監査役が出席する会議（監査役は出席しないが議事録及び付議資料を閲覧する会議を含む）
 - i. 取締役会
 - ii. リスクマネジメント委員会
 - iii. リアルボイス委員会
 - iv. コンプライアンス委員会
 - v. 内部監査委員会
 - vi. 個人情報保護委員会
 - vii. その他監査役が必要と認めた、取締役が同意した会議
- ② 監査役が閲覧する資料
決算書類、月次決算書類及び次のようなものに関する稟議書や報告書等
 - i. 代表取締役社長が決裁するもの
 - ii. 法令等遵守に関するもの
 - iii. リスク管理に関するもの
 - iv. 内部監査に関するもの
 - v. 会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）に関するもの
 - vi. 重要な訴訟・係争に関するもの
 - vii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
 - viii. その他監査役が必要と認め、取締役が同意した資料
- ③ 監査役に定例的に報告すべき事項
 - i. 経営の状況
 - ii. 事業の遂行状況
 - iii. 財務の状況
 - iv. 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - v. リスク及びリスク管理の状況
 - vi. コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル等）

- ④ 監査役に臨時的に報告すべき事項
 - i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ii. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv. 当局検査・外部検査の結果
 - v. 当局等から受けた行政処分等
 - vi. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）
 - vii. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等
- ⑤ 内部通報制度に関する監査役の関与すべき事項
 - i. 当社グループの役員・従業員を対象とした内部通報システムの窓口
 - ii. 当社ホームページ上のお問合せ窓口（メール）又は電話、手紙で受け付けた第三者からの情報のうち、必要あるもの

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① その職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ① 代表取締役その他取締役は監査役職務の重要性と有効性について認識し理解する。
- ② 必要な場合には専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）と意思疎通を図るなどの監査役職務の円滑な監査活動について保障する。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務人事部と定める。
- ② 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内
の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図
っております。

また、取締役会評価を実施し、その内容については、社外取締役による分析・
評価を加えて、取締役会にて討議し共有しております。

常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内
の重要な会議に出席し、業務
執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行
っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために内部
留保の充実を行い、企業価値を高めていくとともに、各期の業績を考慮した上で
相応の配当の実施を図る方針であります。

そのためには、市場環境に順応する柔軟かつ強固な経営基盤の確立を第一と考
え、内部留保をもとに積極的な事業展開を進め収益性を高めることを最重要課題
としております。

平成28年3月期におきましては、当期純利益2億81百万円を計上いたしました
が、今後の事業展開に備えて、当事業年度の期末配当を無配とさせていただくこ
とと致しました。

株主の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなりますが、早期の復配を目
指し全社一丸となり業績の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜り
ますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表
示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて、それぞれ表示してあり
ます。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,709,836	流動負債	2,819,523
現金及び預金	2,232,869	支払手形及び買掛金	563,250
受取手形及び売掛金	350,384	短期借入金	549,289
商品及び製品	146,473	リース債務	47,233
仕掛品	778	割賦未払金	134,266
原材料及び貯蔵品	585,936	未払金	337,911
前払費用	204,629	設備関係未払金	137,577
繰延税金資産	77,001	未払費用	477,472
その他	111,762	未払法人税等	398
固定資産	10,547,790	未払消費税等	81,427
有形固定資産	7,840,009	賞与引当金	86,912
建物及び構築物	2,447,150	転貸損失引当金	7,537
機械装置及び運搬具	58,426	その他	396,246
工具器具備品	217,656	固定負債	5,275,478
土地	4,978,239	長期借入金	4,008,827
リース資産	135,248	リース債務	101,587
建設仮勘定	3,288	長期割賦未払金	431,352
無形固定資産	114,864	繰延税金負債	103,419
投資その他の資産	2,592,916	役員退職慰労引当金	319,987
投資有価証券	72,589	転貸損失引当金	43,152
長期貸付金	8,309	退職給付に係る負債	189,698
長期前払費用	16,363	その他	77,454
繰延税金資産	93,679	負債合計	8,095,001
敷金及び保証金	2,358,936	純資産の部	
その他	70,993	株主資本	6,173,469
貸倒引当金	△27,955	資本金	3,182,385
資産合計	14,257,627	資本剰余金	2,537,261
		利益剰余金	523,172
		自己株式	△69,349
		その他の包括利益累計額	△10,844
		その他有価証券評価差額金	△10,844
		純資産合計	6,162,625
		負債純資産合計	14,257,627

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,081,779
売上原価		6,174,823
売上総利益		10,906,955
販売費及び一般管理費		10,381,985
営業利益		524,969
営業外収益		73,848
受取利息及び配当金	28,706	
受取地代家賃	10,274	
貸倒引当金戻入額	714	
その他の	34,152	
営業外費用		99,795
支払払利息	91,169	
賃貸収入原価	5,832	
その他の	2,793	
経常利益		499,022
特別利益		10,154
固定資産売却益	1,050	
投資有価証券売却益	112	
転貸損失引当金戻入額	8,189	
受取保険金	803	
特別損失		57,478
固定資産除却損	29,853	
減損損失	25,402	
賃貸借契約解約損	2,222	
税金等調整前当期純利益		451,698
法人税、住民税及び事業税	62,920	
法人税等調整額	△16,135	46,784
当期純利益		404,914
親会社株主に帰属する当期純利益		404,914

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,182,385	2,537,261	118,258	△68,830	5,769,074
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			404,914		404,914
自己株式の取得				△518	△518
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	404,914	△518	404,395
当 期 末 残 高	3,182,385	2,537,261	523,172	△69,349	6,173,469

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	5,946	5,946	5,775,020
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する当期純利益			404,914
自己株式の取得			△518
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△16,791	△16,791	△16,791
当 期 変 動 額 合 計	△16,791	△16,791	387,604
当 期 末 残 高	△10,844	△10,844	6,162,625

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記は、会社法及び会社計算規則に基づき記載しております。

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 3社

(株)サリックスマーチンダイズシステムズ、(株)相澤、(株)アン情報サービス

② 主要な非連結子会社の名称等

安楽亭グループ協同組合

(連結の範囲から除いた理由)

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

持分法非適用非連結子会社

主要な会社名

安楽亭グループ協同組合

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

持分法非適用関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～39年

機械装置 4年～15年

工具器具備品 5年～6年

また、有形固定資産の取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

ニ 長期前払費用

契約内容に応じて均等償却しております。

なお、償却期間は契約期間によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

当社役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

ニ 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

発生年度に全額を費用処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として計上しております。

3. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,291,229千円
(2) 担保提供資産と対応する債務	
① 担保提供資産	
現金及び預金（定期預金）	1,015千円
建物及び構築物	963,291千円
土地	4,546,393千円
投資有価証券	56,895千円
敷金及び保証金	543,362千円
計	6,110,957千円
② 対応する債務	
支払手形及び買掛金	71,889千円
短期借入金	549,289千円
長期借入金	4,008,827千円
計	4,630,005千円
(3) 非連結子会社に対するもの	
その他（出資金）	1,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
店舗	建物及び構築物	東京都 (3件)	19,206
	工具器具備品	神奈川県 (1件)	
遊休資産	土地	静岡県 (1件)	6,195
	無形固定資産	埼玉県 (1件)	

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸等不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(25,402千円)として特別損失に計上致しました。

その内訳は、次のとおりであります。

店舗	
建物及び構築物	18,276千円
工具器具備品	930千円
計	19,206千円
遊休資産	
土地	6,127千円
無形固定資産	67千円
計	6,195千円

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを2.67%で割引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,504,347	—	—	21,504,347

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの既存取引においては、外国為替、金利等について先物、スワップ、オプション等のデリバティブまたはそれらを組み込んだ金融商品を利用した取引はありません。また、将来においても、投機目的でデリバティブ取引を行う予定はありません。なお、当社グループの資金調達は、自己資金、借入金によっております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権の大部分は現金で回収しており、カード売上（売掛金）はカード会社の決済リスクのみであり、顧客の信用リスクはほぼ生ずることはありません。保有有価証券（株式）は少額であり、ヘッジはしていません。また、連結子会社、取引関係を有する会社に対し長期貸付を行っております。

営業債務のうち、海外からの食材の直接輸入取引につきましては、ほぼ外貨建取引となっておりますが、外国為替先物予約、外国為替オプション等のデリバティブは利用しておりませんので、外国為替相場が急激にドル高に向かう場合は、仕入コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。

借入取引については、その金利の大半が市場金利連動となっておりますが、金利スワップ等のデリバティブは利用しておりませんので、急激な金利上昇局面では金利コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。

借入金のうち一部の契約には下記のとおり財務制限条項が付されており、これらに抵触し多数貸付人の請求に基づくエージェントからの通知があった場合は期限の利益を喪失し、金融機関からの借入ができず、支払日に支払を実行できなく

なる流動性リスクがあります。

契約者	借入残高	主な財務制限条項の内容
㈱安楽亭	シンジケートローン 4,028,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表（連結及び単体ベース）の純資産額を平成26年3月期の純資産額の80%以上に維持すること ・経常損益（連結及び単体ベース）につき、2期連続して損失を計上しないこと

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は長期貸付金について、総務人事部と財務経理部が連携し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

将来デリバティブ取引を利用する場合は、1対1の原則から、輸入決済または借入取引を行う銀行等がカウンターパーティーとなりますが、格付けが高い金融機関とのみ取引を行います。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

輸入取引については、機会利益の喪失、費用の追加的な発生及び恣意的な判断を避けるため外国為替先物予約等のデリバティブは利用しておりません。しかしながら、明白に極めて著しい長期間のドル高トレンドが想定される目前急迫の状況では、外国為替先物予約等のデリバティブをヘッジに利用する可能性があります。為替先物予約等については、為替相場の状況により、半年を限度として発生の確実性が高い営業債務に対するもののみと致します。

借入取引については、機会利益の喪失、費用の追加的な発生及び恣意的な判断を避けるため、金利スワップ等のデリバティブは利用しておりません。しかしながら、明白に極めて著しい長期間の金利高トレンドが想定される目前急迫の状況では、金利スワップ等のデリバティブをヘッジに利用する可能性があります。金利スワップについては、新規取引についても、金額及び期間の適切な合致がみられるように取り組むものと致します。例外的にデリバティブ取引を行う場合は、法令に従い取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程を制定し、半年ごとに経営会議で基本方針を承認し、これに従い財務セクションが取引を行い、経理セクションにおいて記帳及び契約先と残高照合等を行います。月次の取引実績は所管の役員及び経営会議に報告致します。連結子会社についても当社のデリバティブ取引管理規程に準じて管理を行います。また、上記輸入取引及び借

- 入取引についてのヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、別途定めるものとします。
- ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
- 当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持に努め、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,232,869	2,232,869	—
② 受取手形及び売掛金	350,384	350,384	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	72,589	72,589	—
④ 長期貸付金	8,309		
貸倒引当金 ^(※1)	△4,641		
	3,668	3,668	—
資産計	2,659,512	2,659,512	—
① 支払手形及び買掛金	563,250	563,250	—
② 短期借入金	549,289	549,289	—
③ 未払法人税等	398	398	—
④ 設備関係未払金	137,577	137,577	—
⑤ 長期借入金	4,008,827	4,008,827	—
⑥ リース債務	148,821	148,821	—
⑦ 長期割賦未払金	565,619	565,619	—
負債計	5,973,782	5,973,782	—

(※1) 長期貸付金は、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	15,672	6,410	9,261
	小計	15,672	6,410	9,261
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	56,917	81,756	△24,838
	小計	56,917	81,756	△24,838
合計		72,589	88,167	△15,577

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、将来キャッシュ・フローや保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金の時価については、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

未払法人税等の時価については、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 設備関係未払金

設備関係未払金の時価については、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期割賦未払金

長期割賦未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	1,000
出資金	1,220
敷金及び保証金	2,358,936

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,232,869	—	—	—
受取手形及び売掛金	350,384	—	—	—
長期貸付金	—	2,855	2,502	2,952
合計	2,583,254	2,855	2,502	2,952

(注4) 長期借入金、リース債務及び長期割賦未払金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	549,289	—	—	—	—	—
長期借入金	—	553,084	553,084	2,768,084	63,064	71,511
リース債務	47,233	43,633	41,122	15,271	1,559	—
長期割賦未払金	134,266	116,087	110,448	81,869	49,317	73,629
合計	730,789	712,804	704,655	2,865,225	113,941	145,140

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 288円13銭

(2) 1株当たり当期純利益 18円93銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	404,914千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	404,914千円
普通株式の期中平均株式数	21,388,679株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	134,872 千円
勤務費用	19,579 "
数理計算上の差異の発生額	45,643 "
退職給付の支払額	△10,396 "
退職給付債務の期末残高	189,698 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	189,698 千円
	189,698 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	189,698 "

退職給付に係る負債

189,698 千円

連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額

189,698 "

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	19,579 千円
数理計算上の差異の費用処理額	45,643 "
確定給付制度に係る退職給付費用	65,222 "

⑤ 退職給付に係る調整額

当社グループは、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しているため、退職給付に係る調整額はありません。

⑥ 退職給付に係る調整累計額

当社グループは、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しているため、退職給付に係る調整累計額はありません。

⑦ 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.2%

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,114,318	流動負債	2,708,508
現金及び預金	1,808,216	買掛金	549,781
売掛金	226,737	一年内返済予定の長期借入金	549,289
商品	41,041	リース債務	45,607
食材	89,923	割賦未払金	111,300
貯蔵品	7,781	未払金	361,399
前払費用	201,339	設備関係未払金	137,577
繰延税金資産	50,468	未払費用	428,684
未収入金	22,950	未払消費税等	50,513
未収法人税	21,128	預り金	297,966
その他の	644,731	前受収益	74,857
固定資産	10,230,065	賞与引当金	72,612
有形固定資産	6,033,460	転貸損失引当金	7,537
建物	1,981,671	その他の	21,381
構築物	78,320	固定負債	5,120,319
機械及び装置	1,152	長期借入金	4,008,827
車両運搬具	291	リース債務	96,437
工具器具備品	216,042	長期割賦未払金	406,122
土地	3,623,720	退職給付引当金	171,331
一ス資産	128,973	役員退職慰労引当金	318,495
建設仮勘定	3,288	転貸損失引当金	43,152
無形固定資産	105,844	長期預り保証金	75,954
ソフトウェア	84,111	負債合計	7,828,827
電話加入権	18,507	純資産の部	
水道施設利用権	631	株主資本	5,532,819
リース資産	2,593	資本金	3,182,385
投資その他の資産	4,090,760	資本剰余金	2,537,261
投資有価証券	56,917	資本準備金	147,735
関係会社株式	441,126	その他資本剰余金	2,389,525
出資	210	利益剰余金	△117,478
関係会社出資金	1,000	利益準備金	12,633
長期貸付金	8,309	その他利益剰余金	△130,112
関係会社長期貸付金	1,136,332	繰越利益剰余金	△130,112
長期前払費用	16,042	自己株式	△69,349
繰延税金資産	83,956	評価・換算差額等	△17,262
敷金及び保証金	2,306,046	その他有価証券評価差額金	△17,262
その他の	45,459	純資産合計	5,515,556
貸倒引当金	△4,641	負債純資産合計	13,344,384
資産合計	13,344,384		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,770,486
売 上 原 価		5,284,645
売 上 総 利 益		10,485,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,118,643
営 業 利 益		367,198
営 業 外 収 益		112,610
受 取 利 息 及 び 配 当 金	67,221	
受 取 地 代 家 賃	9,844	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	714	
そ の 他	34,830	
営 業 外 費 用		98,978
支 払 利 息	90,553	
支 払 手 数 料	2,000	
貸 収 入 原 価	5,832	
そ の 他	592	
経 常 利 益		380,830
特 別 利 益		9,104
投 資 有 価 証 券 売 却 益	112	
転 貸 損 失 引 当 金 戻 入 額	8,189	
受 取 保 険 金	803	
特 別 損 失		51,350
固 定 資 産 除 却 損	29,853	
減 損 損 失	19,274	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	2,222	
税 引 前 当 期 純 利 益		338,584
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,288	
法 人 税 等 調 整 額	△2,134	57,154
当 期 純 利 益		281,429

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,182,385	147,735	2,389,525	2,537,261
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	3,182,385	147,735	2,389,525	2,537,261

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	12,633	△411,541	△398,907	△68,830	5,251,908
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		281,429	281,429		281,429
自己株式の取得				△518	△518
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	281,429	281,429	△518	280,910
当 期 末 残 高	12,633	△130,112	△117,478	△69,349	5,532,819

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,192	△2,192	5,249,715
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			281,429
自 己 株 式 の 取 得			△518
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△15,070	△15,070	△15,070
当 期 変 動 額 合 計	△15,070	△15,070	265,840
当 期 末 残 高	△17,262	△17,262	5,515,556

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記は、会社法及び会社計算規則に基づき記載しております。

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・食材

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～39年

機械及び装置 4年～15年

工具器具备品 5年～6年

また、有形固定資産の取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

契約内容に応じて均等償却しております。

なお、償却期間は契約期間によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

発生年度に全額を費用処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用は発生していません。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は全額当事業年度の費用として計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,230,138円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	621,853千円
関係会社に対する短期金銭債務	563,744千円
関係会社に対する長期金銭債権	1,136,332千円
(3) 担保提供資産と対応する債務	
① 担保提供資産	
建物	587,948千円
土地	3,623,720千円
投資有価証券	56,895千円
敷金及び保証金	543,362千円
計	4,811,926千円
② 対応する債務	
長期借入金	4,558,116千円
(4) 偶発債務	
(株)サリックスマーチンダイズシステムズ	
割賦契約に対する保証債務	212千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 仕入高 5,131,651千円
 営業取引以外の取引による取引高 54,525千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
店舗	建物及び構築物	東京都 (3件)	19,206
	工具器具備品	神奈川県 (1件)	
遊休資産	無形固定資産	埼玉県 (1件)	67

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸等不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (19,274千円) として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

店舗	
建物	18,276千円
工具器具備品	930千円
計	19,206千円
遊休資産	
電話加入権	67千円

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.67%で割引いて算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	115,137	1,143	—	116,280

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	141,613千円
役員退職慰労引当金	97,141千円
退職給付引当金	52,255千円
賞与引当金	22,292千円
未払事業税・事業所税	11,076千円
投資有価証券評価損	7,575千円
貸倒引当金	1,415千円
転貸損失引当金	15,475千円
未払賞与	1,039千円
繰越欠損金	59,382千円
その他	3,766千円
繰延税金資産 小計	413,034千円
評価性引当額	△278,610千円
繰延税金資産 合計	134,424千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（解約不能なもの）

未経過リース料

1年以内	42,840千円
1年超	94,470千円
合計	137,310千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主(会社等に限る)等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	豊山開発㈱(注2)	埼玉県さいたま市中央区	40,000	建築業 生花販売業 不動産賃貸業	被所有 直接 11.29	—	取引内容以下の項目については、「(2) 役員及び個人主要株主等」の欄に記載しております。			

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	豊山開発㈱(注2)	埼玉県さいたま市中央区	40,000	建築業 生花販売業 不動産賃貸業	被所有 直接 11.29	—	不動産の賃借(注3)	40,200	前払費用 敷金及び保証金	3,618 24,100
	観葉植物レンタル(注4)						観葉植物レンタル(注4)	17,884	未払金	1,700
	㈱北与野エステート(注6)	埼玉県さいたま市中央区	10,000	不動産賃貸業	被所有 直接 3.66	—	不動産の賃借(注3)	171,804	前払費用 敷金及び保証金	17,251 270,763
	㈱サリックストラベル(注7)	埼玉県さいたま市中央区	60,000	飲食店経営	被所有 直接 0.00	—	不動産の賃借(注3) ロイヤルティ収入、暖簾店収入(注8)	28,800 19,700	前払費用 敷金及び保証金 預り保証金	2,592 24,000 18,500
	ゆたか建設㈱(注9)	埼玉県越谷市	40,000	建設業	被所有 直接 2.00	—	店舗の建設、改修(注5)	108,424	未払金	11,712

※ 前事業年度において注記対象としていた株式会社書楽に対する貸付金については、当事業年度中に債権譲渡を行いました。

なお、当該貸付金に対して設定していた貸倒引当金の充当により、当該債権譲渡による損益への影響は軽微であります。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員等 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱サリックス マーチャン ダイズシ ステムズ	茨城県 五霞町	100,000	食材加工販売業 運送業	所有 直接 100.0	兼任 1名	当社 仕入 先	食材の仕入 等(注10) 資金の貸付 (注12) 長期貸付金 の返済	5,181,678 100,000 101,370	買掛金 未払金 短期貸付金 長期貸付金	455,423 35,818 496,784 1,097,679
子会社	㈱相澤 (注11)	千葉県 野田市	16,000	酒類販売 業	所有 間接 100.0	なし	当社 仕入 先			短期貸付金 長期貸付金	120,052 38,653

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まず、科目の残高には消費税等を含みません。
2. 当社代表取締役社長柳 時機の近親者が豊山開発(株)の株式を100%直接所有しております。
 3. 当社は店舗不動産(3店舗)を豊山開発(株)より、本社事務所及び店舗不動産(5店舗)を(株)北与野エステートより、店舗不動産(1店舗)を(株)サリックストラベルより賃借しております。不動産の賃借については、不動産鑑定及び近隣の取引実勢等を勘案し決定しております。
 4. 観葉植物のレンタルについて、価格その他の取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。
 5. 店舗の建築、改修については、見積内容を検討し価格交渉の上決定しております。なお、形式的には当社とリース会社との契約であるものの、実質的にはリース会社を経由した当社と豊山開発(株)との取引による金額が含まれております。
 6. 当社代表取締役社長柳 時機の近親者が(株)北与野エステートの株式を100%直接所有しております。
 7. 当社代表取締役社長柳 時機の近親者が(株)サリックストラベルの株式を100%直接所有しております。
 8. ロイヤルティ収入、暖簾店収入については、フランチャイズ加盟募集条件の範囲内で決定しております(売上高の1%)。
 9. 当社代表取締役社長柳 時機の近親者が(株)T-NETの株式を100%直接所有しており、(株)T-NETがゆたか建設(株)の株式を100%直接所有しております。
 10. 食材の仕入等は、市場の実勢価格を参考として取り決めております。
 11. (株)サリックスマーチャンダイズシステムズが(株)相澤の株式を100%直接所有しております。
 12. 資金の貸付については、調達金利を勘案して利率を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 257円88銭
(2) 1株当たり当期純利益 13円16銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益	281,429千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	281,429千円
普通株式の期中平均株式数	21,388,679株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 安 楽 亭
取 締 役 会 御 中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公 認 会 計 士 木 村 直 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 入 澤 雄 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安楽亭の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

株式会社 安 楽 亭
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村直人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 入澤雄太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安楽亭の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社安楽亭	監査役会	
常勤監査役	大園保樹	㊟
社外監査役	宮澤仁成	㊟
社外監査役	馬場進	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

これにより、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の8,000万株を800万株に変更するものです。

2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合致します。

なお、株式の併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付致します。

3. 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件と致します。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第1号議案「株式会社併合の件」が議案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式会社併合の効力日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものと致します。(変更後の定款案第8条、附則)

(2) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(取締役の責任免除)及び第38条(監査役の責任免除)を規定しております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、必要に応じて業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結できるよう、現行定款第29条及び第38条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、定款第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更後の定款案第29条第2項及び第38条第2項)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更部分)

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款 案
<p>第2章 株式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (同 左)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および取締役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および取締役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (同 左)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第8条の効力発生日は、平成28年10月1日とする。 なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は、任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	やなぎ 柳 とき 機 (昭和19年9月29日生)	昭和39年10月 焼肉店「安楽亭」従事 昭和53年11月 当社設立、代表取締役社長 現在に至る	1,710,720株
	取締役候補者とした理由 昭和39年より焼肉店「安楽亭」に従事し、昭和53年当社設立以来、代表取締役として当社経営を担っております。当社の事業改革をスピード感を持って推進するなど、豊富な経験と実績を有しています。今後その経験や知見を当社取締役会において生かすことで、取締役会の意思決定の機能強化及び監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者と致しました。		
2	やなぎ 柳 せん 先 (昭和48年1月9日生)	平成12年11月 当社入社 平成13年6月 当社取締役システム部長 平成14年10月 当社常務取締役 平成24年8月 当社代表取締役専務 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱アン情報サービス 代表取締役社長	559,872株
	取締役候補者とした理由 平成12年の入社以来、システム部長、常務取締役を経て、現在は代表取締役専務及び㈱アン情報サービスの代表取締役社長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者と致しました。		
3	あ べ かず お 部 一 夫 (昭和24年9月13日生)	昭和63年10月 当社入社 平成6年6月 当社業務推進部長 平成7年9月 当社内部監査室長 平成11年6月 当社常勤監査役 平成14年6月 当社取締役業務部長 平成15年8月 当社取締役総務人事部長 平成20年6月 当社取締役財務経理部長 平成27年6月 当社常務取締役財務経理部長 平成27年8月 当社常務取締役管理本部長 現在に至る	11,430株
	取締役候補者とした理由 昭和63年の入社以来、業務推進部長、内部監査室長、常勤監査役、取締役として業務部長、総務人事部長、財務経理部長を経て、現在は常務取締役管理本部長を務めるなど、財務・総務関連業務に長年携わり、管理業務全般に関する知識を有し、その経験や知見を当社経営に実践的な視点から生かすことができるため、引き続き取締役候補者と致しました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
4	ほん だ ひで あき 本 多 英 明 (昭和35年9月5日生)	平成11年5月 当社入社 平成16年7月 当社店舗開発部次長 平成16年10月 当社内部監査室長 平成20年6月 当社取締役総務人事部長 平成27年8月 当社取締役開発本部長 現在に至る	1,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成11年の入社以来、店舗開発部次長、内部監査室長、取締役総務人事部長を経て現在は取締役開発本部長を務めるなど、法務及び店舗開発に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者と致しました。</p>		
5	あお き しげ お 青 木 茂 雄 (昭和47年4月11日生)	平成13年11月 当社入社 平成18年12月 当社埼玉エリア次長 平成23年1月 当社埼玉エリア部長 平成23年6月 当社取締役埼玉エリア部長 平成25年2月 当社取締役営業副本部長 現在に至る	1,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成13年の入社以来、埼玉エリア次長、埼玉エリア部長を経て、現在は取締役営業副本部長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者と致しました。</p>		
6	やなぎ まこと 柳 実 允 (昭和49年6月17日生)	平成13年3月 当社入社 平成14年6月 当社営業推進部長 平成21年1月 当社マーケティング・マーチャンダイズ室長 平成27年6月 当社取締役業務部長 現在に至る	559,872株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成13年の入社以来、営業推進部長、マーケティング・マーチャンダイズ室長を経て、現在は取締役業務部長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に知見を有しており、引き続き取締役候補者と致しました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	かわいあきひろ 河合明弘 (昭和43年1月9日生)	平成15年4月 公認会計士登録(現) 平成15年6月 税理士登録(現) 平成20年10月 税理士法人おしどり会計社(現:さいたま新都心税理士法人)設立 代表社員(現任) 平成24年7月 養和監査法人 代表社員(現任) 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
取締役候補者とした理由 公認会計士、税理士としての専門知識・豊富な経験に基づいた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から安楽亭の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者と致しました。			
8	かばしま たつ や 蒲島 竜也 (昭和39年7月2日生)	昭和63年4月 株式会社大和銀行(現:株式会社りそな銀行) 入行 平成14年8月 社会保険労務士登録(現) 平成17年7月 ライフアンドマネーコンサルティング 設立 平成17年7月 LMC社労士事務所(現:社会保険労務士法人LMC社労士事務所) 設立 代表社員(現任) 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
取締役候補者とした理由 社会保険労務士としての専門知識・経験及び銀行での要職を歴任し国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、安楽亭の体制の強化及び整備についての助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者と致しました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合明弘氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由
公認会計士、税理士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって1年であります。
 - (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
 - ① 同氏及び近親者(2親等以内の親族を含む。以下同じ)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社。以下同じ)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領していません。
 - ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。以下同じ)に就いたことはありません。
 - (3) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との責任限定契約について
当社は河合明弘氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される

役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。

3. 蒲島竜也氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

社会保険労務士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって1年であります。

(2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について

① 同氏及び近親者（2親等以内の親族を含む。以下同じ）は、過去一度も当社グループ（当社及び関係会社。以下同じ）から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。

② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員（非業務執行者を含む。以下同じ）に就いたことはありません。

(3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について

当社は蒲島竜也氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。

4. 独立役員について

河合明弘氏及び蒲島竜也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 監査役2名選任の件

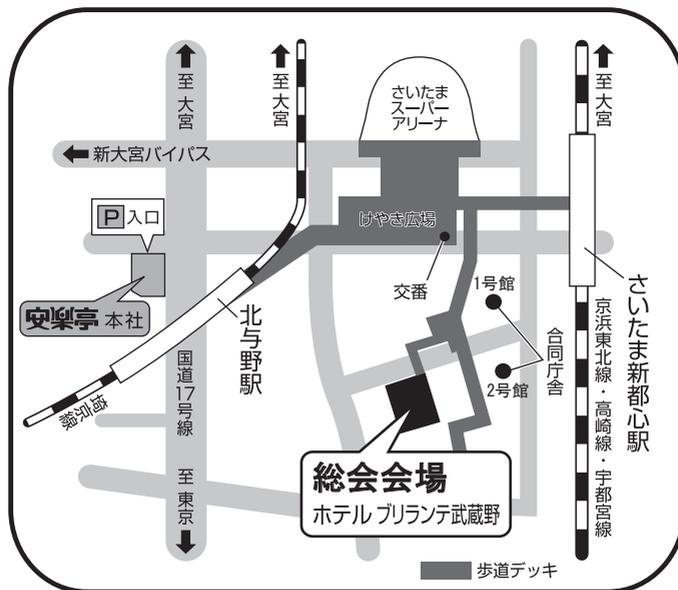
本総会終結の時をもって監査役大園保樹氏及び宮澤仁成氏の2名の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお その やす き 大 園 保 樹 (昭和37年12月28日生)	平成5年1月 司法書士登録(現) 平成10年9月 当社入社 平成14年6月 当社内部監査室長 平成16年6月 当社常勤監査役(現任)	0株
監査役候補者とした理由 司法書士及び公認内部監査人(CIA)としての豊富な経験から企業法務・監査業務に関する幅広い知見を有しており、当社常勤監査役就任以来、その専門的な知見を活かして取締役の職務の執行を適切に監査していることから、引き続き監査役候補者と致しました。			
2	みや ざわ じん せい 宮 澤 仁 成 (昭和12年12月10日生)	平成8年7月 長野税務署長退官 平成8年8月 宮澤仁成税理士事務所開設 所長(現任) 平成13年6月 北越製紙㈱(現:北越紀州製紙㈱) 監査役 平成14年6月 当社社外監査役(現任) 平成18年6月 (公財)さいたま市公園緑地協会監事(現任) 平成21年12月 (財)サンデン環境みらい財団監事(現任)	0株
社外監査役候補者とした理由 税務関係における長年の経験と、上場会社の監査役経験を経ており、法令・財務・監査等に関する専門的な知見を有するとともに、経営に対する高い見識を有しております。監査役就任以来当社の社外監査役として積極的に意見・提言等を行っており、当社の社外監査役として経営の健全性確保に貢献しております。客観的に適切な監査を行うことを期待し、引き続き社外監査役候補者と致しました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮澤仁成氏は、社外監査役候補者であります。
3. 宮澤仁成氏の当社の監査役における在任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。
4. 宮澤仁成氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、同氏は現在当社の社外監査役を務め、当社の事業内容に精通しており、また、税理士としての専門的知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 監査役との責任限定契約について
宮澤仁成氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
また本総会において第2号議案をご承認いただき、かつ大園保樹氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、その期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
6. 独立役員について
宮澤仁成氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図



※本社ビル内に 1F  2F  春秋亭  上海亭  1~2F 

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルプリランテ武蔵野
2階「エメラルドABC」

最寄駅・JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線
さいたま新都心駅 徒歩5分
・JR埼京線
北与野駅 徒歩6分